

夜勤帯の患者確認

松本・山下綜合法律事務所 弁護士 山下 洋一郎

1 はじめに

夜勤帯に訪床したが、点滴刺入部の確認をしなかったことを過失と評価された事例を紹介します。

2 事案

Aさん（当時46歳）は、睡眠時無呼吸症候群の診断により両口蓋扁桃摘出術等を受けて退院しましたが、2日後に口腔内出血により再入院して絶食とし、ビタミンを配合したビーフリード輸液の点滴を輸液ポンプにより受けました。翌朝点滴液が血管外に漏出しており、Aさんはこれにより「フォルクマン拘縮」、左上肢の感覚脱失等で身体障害者等級表3級の判断を受けました。

Aさんは、看護師が午前4時に訪室したときに点滴の刺入部の確認を怠った過失があるとして約6390万円の損害賠償を求める訴訟を提起しました。

病院側は、点滴刺入部を確認するには熟睡しているAさんを起こす必要があった、漏出があれば痛み等により継続的な安眠は困難であったので、午前4時に確認しなかったことは過失とは言えないと反論しました。

3 裁判所の判断

神戸地方裁判所（令和2年6月10日判決）は、病院が作成したマニュアルに、輸液ポンプの使用等で留意すべき事項として、最低2時間毎に訪床して、輸液量、積算量をチェックし、残量と点滴刺入部の確認を行うことが定められていることを捉え、また、輸液ポンプの機能とビーフリードが血管外に漏れると皮膚壊死等の重大な障害が起きる虞れがあることから、患者が睡眠中であると否とにかかわらず、適切な頻度で点滴刺入部の確認をすべき義務があったのにこれを怠ったと判断しましたが、障害の程度はAさんの主張よりも軽いとし、また、CRPSの主張も否定して、約1290万円の賠償を命じました。

4 まとめ

熟睡しているから異常はないだろう、安眠しているのに起こすのは忍びないという気持ちはよくわかります。起こして刺入部に異常がなければ患者から「何故起こした」と嫌みを言われることもあるでしょう。

でもプロフェッションには冷徹な態度が要求されます。それと同時に、予め、「安眠されているときでも確認のために起こすこともありますのでごめんなさいね。」とっておくとよいのかも知れません。



松本・山下綜合法律事務所

私達の事務所は、医療事件だけでなくその他の案件（相続、離婚、債務整理、刑事事件等）も取り扱っています。医療の現場は専門知識があるかないとでは全く違いますが、法的な場面でもそうです。何か行動する前にちょっと相談するだけで違うことがあります。気軽にご相談ください。

千葉市中央区中央三丁目3番8号
日進センタービル7階
電話 043-225-5242

